第五号様式（第10条関係）（平23国交令58・令２国交令98・一部改正）

速達性向上計画の認定申請書

年　　月　　日

国土交通大臣　殿

（都市鉄道施設の整備を行おうとする者）

住所

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

（都市鉄道施設の営業を行おうとする者）

住所

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

都市鉄道等利便増進法第５条第１項の規定により、下記の速達性向上計画の認定を受けたいので申請します。

速　達　性　向　上　計　画

1　速達性向上事業を実施する区域

2　速達性向上事業の内容

3　都市鉄道施設の整備に要する期間

4　都市鉄道施設の整備に要する費用の額

5　都市鉄道施設の使用料の額

6　速達性向上事業の効果

7　速達性向上事業と一体となってその効果を十分に発揮させるための事業があるときは、その内容

8　鉄道事業法第３条第１項の規定による鉄道事業の許可を要するものにあっては、その種別

9　都市鉄道施設の使用料の収受方法

10　都市鉄道施設の使用の開始予定時期及びその期間

11　都市鉄道施設の管理の方法

12　速達性向上事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

注１　速達性向上事業を実施する区域は、整備に係る路線の起点及び終点、主要な経過地その他の都市鉄道施設の整備を行う地点を明らかにすること。

２　速達性向上事業の内容には、鉄道の種類、施設の概要（単線・複線等の別、動力、軌間、設計最高速度及び設計通過トン数をいう。）、計画供給輸送力、駅の位置及び名称その他の事業の内容が明らかになるように記載すること。

３　都市鉄道施設の整備に要する期間には、整備の開始の予定年月及び終了の予定年月を記載すること。

４　都市鉄道施設の整備に要する費用の額には、整備に要する費用の総額及び整備の内容ごとの内訳の額を記載すること。

5　都市鉄道施設の使用料の額は、都市鉄道施設の営業を行おうとする者が複数であるときは、当該営業を行おうとする者ごとに記載すること。